

架空請求ハガキにご注意ください！

2017年9月12日

| |
|--|
| <p style="text-align: center;">総合消費料金未納分訴訟最終通知書</p> <p style="text-align: center;">訴訟番号 そ355</p> <p>この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">裁判取り下げ最終期日 平成29年4月■日</p> <p>民事訴訟管理センター 〒102-8888 東京都千代田区九段南1-■■■■ 消費者相談窓口 03-■■■■■■■■ 受付時間 9:00~20:00</p> |
|--|

このようなハガキが町内に多数届いています。

ハガキの内容について不明な点があったり、不安を持ったりした場合には、相手に連絡せず、まず消費生活センターに相談しましょう。同じ文面のハガキが多くの人に届いているなどの架空請求の情報やアドバイスが得られません。

法務省HP

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00434.html

お問い合わせ

壬生町消費生活センター
電話：0282-82-1106